

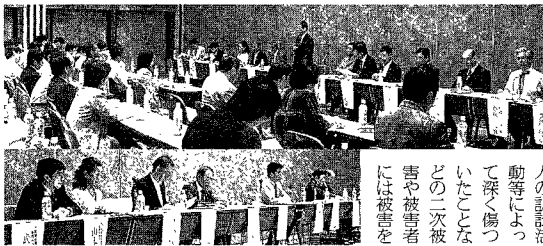
犯罪被害者支援

ニュース

No. 13 2006.7

日弁連犯罪被害者支援委員会

責任編集者
日弁連犯罪被害者支援委員会



日本司法支援センター推進本部 犯罪被害者支援関係実務担当者会議のご報告

第二東京弁護士会 山本 剛

日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)に関する実務担当者会議(犯罪被害者支援関係)が、全国各弁護士会の法テラス犯罪被害者支援業務の協議窓口担当者及び法テラス地方事務所担当者が出席して、平成18年6月27日午前11時から午後16時まで弁護士会館2階クレオにおいて開催された。最初に平山正剛会長の開会挨拶がなされ、これに引き続き法テラスの岩井重一事業企画本部長(東弁会)から挨拶を兼ねて本会議の意義が述べられた。

最初の講演として東京都世田谷区の交通事故のご遺族である片山徒有氏が「犯罪被害者、二次被害の経験と考察」として、犯罪被害自体の他に様々な被害を受けた経験について報告された。周りの人の不意な言動や加害者の弁護士の訴訟活動等によって、動等によって深く傷ついたことなどの二次被害や被害者には被害を受けた直後の支援が重要であることなどが具体的に述べられた。

引き続き、特別な被害者事案の留意点として、①両性の平等に関する委員会から日々澤田子会長、②子どもの権利委員会から杉浦ひとみ会長、③消費者問題対策委員会から山口廣子会長、④高齢者・障害者の権利に関する委員会から赤沼康弘会長、高野範城会長、荒中留美子会長がそれぞれの問題の特殊性と留意点について報告された。いずれも特徴があり、適切な対応を行うためには相当な研修の受講や資料の調査が必要であり、今後、平成18年10月2日からの法テラスの業務開始に際して何らかの対応をする必要があると感じた。

昼食を挟み、横浜弁護士会の武内大徳会長から弁護士による犯罪被害者支援活動について説明があった。支援弁護士の活動は、民事上の損害賠償請求に限られず、刑事手続きへの関与やマスコミ対応なども含むことを示しつつ、心理的支援に及ぶ必要がないことが強調された。また、その活動に際しては弁護士による二次被害を防止するという留意点を除けば、極めて困難な法的知識を必要とするものではなく、弁護士であれば多くの方が担うことができるものであって、多数の弁護士によって被害者支援の当番弁護士制度のようなものができるとを期待していることとされた点が印象的であった。

次に、私から、法テラスの業務である被害者等の援助に精通している弁護士(以下「精通弁護士」という。)の要件、被害者等に対して紹介する精通弁護士の選定方法及び選定された精通弁護士の紹介方法について報告した。

精通弁護士に要件を①被害者等に関する必要な研修を受講した者、②これまでの活動実績から、犯罪被害者等に二次被害を与えず、適切な法的支援を行うことができると判断した者、③各弁護士会の担当委員会の意見等により、各弁護士会が推薦した者であることとを要する。この日弁連の見解を報告した。ここで、いつ必要研修は、被害者等に二次被害を与えないためにするものが必要であることとを要する。この日弁連の見解を報告した。ここで、いつ必要研修は、被害者等に二次被害を与えないためにするものが必要であることとを要する。

第8回犯罪被害者支援全国経験交流集会(新潟)開催のご案内

新潟県弁護士会

日弁連犯罪被害者支援委員会では、これまで大阪、仙台、福岡、名古屋、高松、福井、札幌の過去7回、各地の単位会及びブロック連合会との共催により、犯罪被害者支援の経験交流のための全国集会を開催して参りました。

このように犯罪被害者に対する支援が法の要請となり、被害者支援の必要性が社会的にも広く認識されるに至っている現在、弁護士による被害者支援活動に対する市民の期待も高まっています。

このように犯罪被害者が必要としている多様な支援ニーズへのすべてを弁護士だけで提供することは不可能です。犯罪被害者に遭った直後から開始されることが望まれる病院等への付添や身の回りの世話を要する被害者支援活動、心理的外傷からの回復を図るためのカウンセリングやグループ

として、本年10月より日本司法支援センターにおいて「被害者等の援助に精通している弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務が開始されます。また、

以上を経て質疑応答となり、被害者等が地方事務所を直接訪問した場合に犯罪被害者の専門相談員が不在の場合にコールセンターを利用するという内容に対する批判や、いわゆる被害者等に対する「おそれが高い相談者に対する地方事務所において面談する方法が要請されるなどした。また、法テラスの岩井事業企画本部長と佐川孝志事務局次長に対して、法テラスにおける犯罪被害者支援の拡充について質問があり、現在要求されていることを充実した上でさらなる拡充を図りたいとの前向きな回答をいただいた。

次に、第二東京弁護士会の番敦子会長から法テラスの犯罪被害者支援に関する情報提供業務及び法

議が必要であること等も報告した。以上を経て質疑応答となり、被害者等が地方事務所を直接訪問した場合に犯罪被害者の専門相談員が不在の場合にコールセンターを利用するという内容に対する批判や、いわゆる被害者等に対する「おそれが高い相談者に対する地方事務所において面談する方法が要請されるなどした。また、法テラスの岩井事業企画本部長と佐川孝志事務局次長に対して、法テラスにおける犯罪被害者支援の拡充について質問があり、現在要求されていることを充実した上でさらなる拡充を図りたいとの前向きな回答をいただいた。

次に、第二東京弁護士会の番敦子会長から法テラスの犯罪被害者支援に関する情報提供業務及び法

議が必要であること等も報告した。以上を経て質疑応答となり、被害者等が地方事務所を直接訪問した場合に犯罪被害者の専門相談員が不在の場合にコールセンターを利用するという内容に対する批判や、いわゆる被害者等に対する「おそれが高い相談者に対する地方事務所において面談する方法が要請されるなどした。また、法テラスの岩井事業企画本部長と佐川孝志事務局次長に対して、法テラスにおける犯罪被害者支援の拡充について質問があり、現在要求されていることを充実した上でさらなる拡充を図りたいとの前向きな回答をいただいた。

として、本年10月より日本司法支援センターにおいて「被害者等の援助に精通している弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務が開始されます。また、

として、本年10月より日本司法支援センターにおいて「被害者等の援助に精通している弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務が開始されます。また、

として、本年10月より日本司法支援センターにおいて「被害者等の援助に精通している弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務が開始されます。また、

- 開催日時、場所、内容(予定)
- 1 日時 平成18年9月2日(土) 午後1時～5時
 - 2 場所 新潟県民会館小ホール 新潟市一番堀通町3の13
 - 3 内容(予定)
 - 第1部 パネルディスカッション
 - 第2部 新潟からの報告
新弁護士による犯罪被害者支援活動報告
 - 第3部 新潟県民会館小ホール
か2件の事例報告
 - ② 犯罪被害者等基本計画の推進状況報告
 - ③ 法律相談ロールプレイ